鹿児島県知事									年	月	日
			殿	管理者	· 住	所					
				日本口							
					氏	名					
				位子線照射							
下記のる	とおり),診療用粒子線照射	対装置を廃止	したので,	医療法	第15	条第35	頁の規定に	より届け	出ます。	
名		称		廃止後の							
所	在	地		使用室の							
廃止した 製作者名		作者名		用途							
装置につ	型	式									
いて	廃业	:年月日 年	月 日								
	理	由		備考							
この居出	か却な	告してよろしいか。									
	長		起	 案	取扱			——保 健			
121					区分 分類			所			
			月日	起案者	記号			受			
					/n +			付 印			
					保存			保			
					期間			健			
				左	」 月			所			
年 月 日 課長 殿								決裁			
保健所長							印				
診療用粒子線照射装置廃止届について(報告)								保			
上記のとおり、届出がありました。								健			
								所発			
								送			
								囙			
[=== x l	k > 10	報告がありました									
係 ;	長	係 —————									
								課受付印			
								付印			